

柏崎市立児童クラブ

利用のご案内

(令和8年4月1日現在)



柏崎市子ども未来部子育て支援課

柏崎市立児童クラブ一覧

	施設名	所在地	電話番号	集約開設する クラブ (6月～3月)
1	柏崎児童クラブ	学校町1番88号(柏崎小学校校舎内1階)	21-8758	○
2	比角第一児童クラブ	扇町2番22号(比角小学校校舎内1階)	24-3741	○
3	比角第二児童クラブ	豊町3番59号(総合福祉センター内1階)	20-6320	
4	枇杷島第一児童クラブ	関町9番34号(枇杷島小学校敷地内)	21-3990	
5	枇杷島第二児童クラブ	関町9番34号(枇杷島小学校校舎内2階)	32-8122	
6	半田第一児童クラブ	南半田1番1号(半田小学校敷地内)	32-4633	○
7	半田第二児童クラブ	南半田9番24号(南半田集会所)	24-8778	
8	大洲児童クラブ	大久保二丁目10番13号(大洲小学校校舎内1階)	22-2240	
9	西第一児童クラブ	常盤台25番3号(西小学校敷地内)	21-8981	○
10	西第二児童クラブ	常盤台25番24号(西小学校校舎内2階)	22-7722	
11	榎原児童クラブ	春日三丁目4番35号(榎原小学校敷地内)	47-7700	○
12	桜通児童クラブ	大字土合806番地(桜通小学校校舎内1階)	24-0211	
13	荒浜児童クラブ	荒浜一丁目2番11号(荒浜小学校敷地内)	41-5017	○
14	新道児童クラブ	大字新道4977番地(下村会館)	24-8119	○
15	田尻第一児童クラブ	大字安田1455番地(田尻小学校校舎内1階)	22-4105	○
16	田尻第二児童クラブ	大字安田1455番地(田尻小学校校舎内2階)	22-4325	
17	北鯖石児童クラブ	大字中田1743番地2(北鯖石小学校校舎内1階)	32-3209	
18	鯖石児童クラブ	大字加納2628番地1(鯖石小学校校舎内1階)	27-2262	
19	北条児童クラブ	大字北条1981番地1(北条小学校校舎内2階)	25-3070	
20	にしま児童クラブ	西山町坂田231番地2(西山ふたば保育園併設)	31-7036	○

※ 土曜日のクラブの開設については、**4月と5月は全クラブを開設しますが、6月～3月は一部のクラブのみを開設します**。土曜日に開設がないクラブを利用する方は、近隣の開設クラブをご利用いただきます。詳細は、2ページの「2 開所時間」内の表をご覧ください。

1 対象児童

保護者が就労などのため、小学校の放課後や夏休みなどの学校休業日に留守家庭になるなど、以下の要件のうち、いずれかに当てはまる児童(小学生)が対象となります。

- 保護者が就労している場合
- 保護者が就業を目的として学校、職業訓練校等に就学している場合
- 保護者が疾病、負傷のため入院している場合
- 保護者が産前6週・産後8週の期間にある場合
- その他(保護者が病気や病人の介護などで、留守家庭と同じ状況にある)
- ※ 保護者とは、入会許可申請書に記載の同居の家族(未成年、高校生及び70歳以上の方を除く)です。

2 開所時間

- 平日(月曜日から金曜日まで) 午後1時30分から午後6時30分まで
- 土曜日及び学校休業日 午前7時30分から午後6時30分まで
- ※ 早帰りの日は、下校時間に合わせて開所時間を繰り上げます。
- ※ 学校休業日とは、夏休み、秋休み、冬休み、春休み及び学校行事の代休日です。
- ※ 学校行事などで開所時間を変更する場合は、各児童クラブにおいて、事前にお知らせします。
- ※ 4月と5月の土曜日は、全ての児童クラブを開設します。6月以降の土曜日は、下表の9か所の児童クラブのみ開設します。また、平日の利用クラブによって、土曜日に利用できる施設が異なりますので、ご注意ください。

6月以降も土曜日開設する児童クラブ	利用対象 ※平日にそれぞれ次の児童クラブを利用している児童が対象
柏崎、比角第一、半田第一、西第一、榎原、荒浜	柏崎、比角第一、比角第二、枇杷島第一、枇杷島第二、半田第一、半田第二、大洲、西第一、西第二、榎原、桜通、荒浜
新道、田尻第一	新道、田尻第一、田尻第二、北鯖石、鯖石、北条
にしやま	にしやま

3 閉所日

- 日曜日
- 国民の祝日に関する法律に規定する休日(祝日)
- 12月29日から1月3日まで(年末年始)
- 感染症の流行などで学校閉鎖となった場合における閉鎖期間(該当する児童クラブのみ。なお、学級閉鎖、学年閉鎖の場合は、閉鎖された学級や学年の児童のみ利用することができません。)
- ※ このほかに自然災害等により臨時に閉所する場合があります。

4 使用料

月額(8月以外)	月額(8月のみ)
5,200円	11,000円

- ※ 月の途中で入会する場合又は退会する場合は、1か月の開設日数を25日として、登録日数による日割り計算した額になります。
- ※ この使用料は、児童クラブの管理運営に必要となる人件費や光熱水費、傷害保険の加入料などに充てています。
- ※ 各児童クラブにおいては、保護者で構成する保護者会を設置しており、使用料のほかに、行事の開催や工作の材料費などに充てる「保護者会費」を徴収しています(保護者会費の金額は児童クラブによって異なります。)

5 使用料の減免(免除)

次のいずれかに該当する場合は、使用料の減免(免除)対象となります。詳しくは、柏崎市子育て支援課(47-7075)にお問い合わせください。

対象要件	減免額	必要な提出書類
①きょうだいで利用する場合	半額	不要
②児童扶養手当を受給している場合	半額	児童扶養手当証(写し)
③ひとり親家庭等医療費助成を受けている場合	半額	ひとり親家庭等医療費助成受給者証(写し)
④生活保護を受けている場合	全額	被保護者証明書(写し)
⑤里親として児童の保護者になっている場合	全額	要件に該当することが分かる書類(写し)

6 使用料の納期限

当該月の末日

- ※ 当該月の末日が土曜日、日曜日及び祝日の場合は、その翌平日が納期限となります。

7 使用料の納入方法

○ 口座振替による納入

あらかじめ指定された預貯金口座から自動引落としにより納入していただきます。なお、口座振替の場合は、次の2通りの申し込み方法があります。

(1) 「Web 口座振替受付サービス」による申し込み

市役所や金融機関の窓口への来店不要、申込書の記入や届出印の押印も必要ありません。申し込み方法の詳細は、右の二次元コードからご確認ください。



Web 口座振替受付サービス

(2) 金融機関に「児童クラブ使用料預貯金口座振替依頼書」を提出

納期限の1か月前の日までに児童クラブ使用料預貯金口座振替依頼書を、預貯金口座のある金融機関にご提出ください。「児童クラブ使用料預貯金口座振替依頼書」は子育て支援課または児童クラブでお渡します。

○ 納付書による納入

毎月中旬以降に納付書を郵送しますので、納期限までに金融機関(ゆうちょ銀行を除く)または市

子育て支援課窓口まで納入してください。

8 入会の期間

柏崎市立児童クラブ入会許可書に記載された期間

※ 入会期間の満了日は、最長で入会日の属する年度の3月31日までになります。満了日以降も継続して利用を希望する場合は、改めて入会手続きが必要になります。

9 退会

- 入会期間の途中で退会される場合は、「柏崎市立児童クラブ退会届」を記入の上、子育て支援課又は児童クラブにご提出ください。(児童クラブにおいては、退会予定日の7日前まで受付します。それ以降は、子育て支援課にご提出ください。)
- 次のいずれかに該当する場合は、入会の許可を取り消し、又は利用を一時停止させていただく場合があります。
 - (1) 利用における対象要件に当てはまらなくなった場合
 - (2) 児童が支援員の指示などに従わなかったり、他児などに危害を加えたりするなど、児童クラブの運営に支障を及ぼす行為を繰り返した場合
 - (3) 正当な理由なく使用料を滞納した場合

10 傷害保険の加入

全ての入会児童を対象に「傷害保険」に加入します。万が一、活動中にケガをした場合は、次の補償を受けることができます。

なお、送迎時における駐車場内での事故等は保険対象外となります。

- 通院 1日につき 2,000円(限度日数90日)
- 入院 1日につき 4,000円(限度日数180日)

11 利用上のルールなど

【欠席について】

- (1) **欠席する場合は、小学校とは別に、児童クラブにもご連絡ください。**なお、連絡がなく欠席された場合は、お子さまの安否確認のため、保護者のほか、小学校にも電話確認させていただく場合があります。

【土曜日利用について】

- (2) 土曜日に児童クラブを利用する場合は、**利用日の2日前までに、平日に利用している児童クラブへご連絡ください。**

【お迎えについて】

- (3) お子様の帰宅時においては、必ず保護者が児童クラブ室まで迎えにお越しくください。
- ※ 習い事や社会体育に通う場合や帰宅の練習などを理由として、保護者の迎えによらず退所する場合には、あらかじめ「退所方法申出書兼同意書」を児童クラブに提出してください。
- (4) 校舎内での忘れ物等について、児童クラブ職員が付き添って取りに行くことはできません。

- (5) **お子様のお迎えは、必ず午後6時30分まで**にお願いします。悪天候や道路状況により、やむを得ず**お迎えが遅れる場合は、児童クラブに必ずご連絡ください**。
- (6) 送迎時の車両は、あらかじめ指定された場所に駐車してください。また、駐車場内は危険ですので、**児童クラブ室から車両までの間のご移動は必ず保護者が付き添ってください**。
- (7) 児童クラブは、小学校校舎や町内会集会施設を借用して運営しています。駐車時においては、ほかの利用者の妨げにならないよう、駐車場などの施設を適正にご利用ください。
- (8) 児童クラブを利用中に災害などが発生した場合は、安全を確保した上、速やかに迎えにきてください。

【服薬について】

- (9) 児童クラブにおいて、服薬を必要とする場合は、お子様ご自身で行っていただきます。あらかじめ、児童クラブ職員に薬の情報(用途や服用時間、副作用等)をお伝えください。

【その他】

- (10) 児童クラブに持ち込む持ち物には、全て氏名を記入してください。
- (11) 学校給食がない日に児童クラブを一日利用する場合は、お弁当と水筒が必要となります。
- (12) 入会時に提出した「**児童クラブ入会許可申請書**」の内容(保護者の勤務先や緊急連絡先など)に変更が生じた場合は、「**児童クラブ変更届**」を市子育て支援課または児童クラブにご提出ください。(児童クラブにおいては、変更予定日の7日前まで受付します。それ以降は、市子育て支援課にご提出ください。)
- (13) 児童クラブが毎月発行するおたよりや掲示物について、お子様の写真及び氏名等を掲載することがあります。**写真や氏名の掲載を希望しない方は、あらかじめ児童クラブにお伝えください**。
- (14) お子様が発設の備品などを破損した場合は、保護者から修繕に係る費用の全部または一部を負担していただく場合があります。
- (15) 児童クラブの健全運営に必要と判断した場合のみ、小学校を含む関係機関とお子様に係る情報を共有させていただくことがあります。

12 感染症への対応について

- (1) お子様を含むご家族に発熱等の症状がある場合は、かかりつけ医を受診し、医師の指示を仰いでください。
- (2) 児童クラブを利用中、お子様に発熱等の症状がみられる場合、お迎えの連絡をさせていただきます。
- (3) **お子様が感染症に罹患した場合は、小学校とは別に、児童クラブにもご連絡ください**。また、この場合、児童クラブを一定期間、ご利用いただけません。
- (4) 学校保健安全法指定の学校感染症に罹患し、症状が回復したあとに児童クラブの利用を再開する際には、「**感染症に係る児童クラブ利用再開申出書**」を事前に保護者が児童クラブまでご提出ください。

13 よくある質問

	質問	回答
【使用料について】		
1	使用料を口座振替で納入しています。預貯金口座を変更する場合はどのような手続きが必要ですか？	「Web口座振替受付サービス」または金融機関窓口で「児童クラブ使用料預貯金口座振替依頼書」を用いて変更手続きを行ってください。依頼書は、市子育て支援課または児童クラブにおいてお渡ししています。
2	使用料を口座振替で納入しています。預貯金口座の残高不足のため引き落としができませんでしたが、再振替はありますか？	再振替はありません。振替ができなかった場合には、督促状を郵送しますので、金融機関(ゆうちょ銀行を除く)の窓口において納入してください。
3	今月、児童クラブを欠席した日がありましたが、使用料は減額となりますか？	利用日数に応じて月額が変動することはありません。定額の5,200円(8月は11,000円)となります。ただし、月の途中で入会又は退会した場合には、日割りによって計算した額をお支払いいただきますので、減額となります。
【児童クラブにおけるケガなどについて】		
4	傷害保険が適用される範囲はどこからどこまでですか？	児童クラブでの活動中に生じたケガなどに限りです。お子さまが通所して(児童クラブ室に入って)から、退所する(児童クラブ室を出る)までになります。
5	児童クラブでの活動中に足を痛めました。どのような手続きが必要ですか？	傷害保険の適用になりますので、まずは、医師の診断結果を児童クラブにお伝えください。その後に、市子育て支援課が保険会社にケガの状況などを報告し、その上で、保護者と保険会社の間で保険請求の手続きを行っていただきます。保険会社からご自宅に郵送される案内文書をご確認ください。
【児童クラブの利用対象について】		
6	仕事を退職しました。これからは再就職に向けて、求職活動を行っていく予定ですが、児童クラブは、引き続き利用できますか？	就職活動中は、児童クラブをご利用いただけませんので、退会の手続きが必要です。
7	出産することになりました。しばらくは休職することになりますが、児童クラブは、引き続き利用できますか？	出産を理由とした休職の場合は、出産予定日の前6週・後8週の期間のみ、児童クラブをご利用いただけます。「児童クラブ変更届」及び関連書類を、市子育て支援課または児童クラブにご提出くださ

		い。(児童クラブでは、変更7日前までの受付) なお、このほかの休職時においては、児童クラブ をご利用いただけません。
8	転職して会社が変わることになりました。 必要な手続きはありますか？	「児童クラブ変更届」と、新しい勤め先の「就労確 認書」を市子育て支援課または児童クラブにご提 出ください。(児童クラブでは、変更7日前までの 受付)
9	夜勤のため、子どもの下校時間は在宅 ですが、利用は可能ですか？	ご利用いただけます。
10	在宅ワークをしています。利用は可能 ですか？	就労証明書のほか、その他提出書類を確認の上、 利用の可否を判断させていただきます。
【児童クラブからの帰宅などについて】		
11	児童クラブからの帰宅時に、子どもを 一人で帰宅させることはできますか？ また、児童クラブから社会体育の活動 や習い事に通うことはできますか？	あらかじめ児童クラブに「退所方法申出書兼同意 書」を提出していただいた上、実施の都度、保護者 から直接、児童クラブ職員に帰宅日時の連絡をし ていただいた場合のみ、可能となります。(社会体 育や習い事においても同様)
12	お迎えをファミリーサポートセンターに 依頼することはできますか？	可能です。「退所方法申出書兼同意書」を提出して いただいた上、実施の都度、保護者から直接、児 童クラブ職員に実施日時をお伝えください。
13	医療機関の受診や社会体育、習い事な どのため、児童クラブの利用中に一時 外出し、再度児童クラブに戻ってくるこ と(中抜け)は可能ですか？	児童クラブを一時外出すること(中抜け)は、児童 の在籍管理や安全確保に支障が生じることから 対応しておりません。

14 本紙に関するお問い合わせ

柏崎市 子ども未来部 子育て支援課 育成支援係			
住所	〒945-0061 柏崎市栄町 18-26 (元気館 2 階)		
mail	kosodate@city.kashiwazaki.lg.jp		
電話	0257-47-7075	FAX	0257-22-1077